

山口県小学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本連盟は、山口県小学校体育連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は、会長または理事長の学校におく。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は、山口県小学校児童の体育を振興し、体位体力の向上を図り、健全な心身の発達に貢献するとともに、体育に関する研究をすることを目的とする。

第3章 組織

- 第4条 本連盟は、山口県内の小学校をもって組織し、地域ごとに支部をおく。

第4章 事業

- 第5条 本連盟は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。
ア 小学校児童の諸体育大会や記録会の開催・奨励
イ 小学校の運動競技に関する研究会や講習会等の開催
ウ 児童の体育運動に関する諸機関及び諸団体との連絡調整
エ その他連盟の目的達成に必要な事項

第5章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員をおく。
会長 1名 副会長 3名（1名は山口県小教研体育部長）
※会長、副会長（山口県小教研体育部長を除く）を東部地区（第1・2ブロック）、中部地区（第3ブロック）、西部地区（第4・5ブロック）から推挙する。
支部長 各支部より数名 理事長 1名
副理事長 1名 理事（体育主任）各支部より数名
総務部員 若干名 研究部員 若干名
監事 2名
参与 若干名（内2名は校長会及び教頭会の代表とする）

- 第7条 会長・副会長は、支部長会において推挙する。
会長は、本連盟を代表し、諸会議を統轄する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第8条 支部長は、支部長会を組織し、会長・副会長及び監事・参与の選出を行い、重要事項を審議決定する。
- 第9条 理事は、理事会を構成し、理事長・副理事長・総務部員を選出し、会務を行う。
- 第10条 理事長は、会務処理の責任者となる。
- 第11条 研究部員は、会長が委嘱し、体育に関する研究・指導にあたる。
- 第12条 総務部員は、会長が委嘱し、会務と会計の処理にあたる。
参与は、連盟運営に関する諮問に応じる。
監事は、会計の監査にあたる。
- 第13条 会長・副会長・理事長が選出された支部は、これに代わる者を選出することができる。
- 第14条 役員の前任期は、1か年とし、再任を妨げない。補欠役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第15条 本連盟の会議は、総会・支部長会・理事会・専門部会とし、会長が召集する。

第16条 総会は、下記により行う。

ア 定例総会は、毎年度当初に開き、役員を選出・決算・予算・事業・規約の審議決定を行う。必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

イ 総会は、支部長・理事及び総務部員・研究部員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。但し、委任状をもっての代理出席は認める。

ウ 総会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第7章 経 費

第17条 本連盟の経費は、分担金・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。

第18条 本連盟の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第19条 本連盟の運営に必要な細則は、支部長でこれを定める。

付 則 本規約は、昭和56年2月20日これを施行する。

付 則 本規約は、平成20年5月20日これを改訂施行する。

山口県小学校体育連盟運営細則

- 1 本連盟は、県内小学校をもって組織する。
- 2 支部は、山口県小学校長会組織と同じ地域をもって組織する。
- 3 事業は、主として各地域で実施している種目、特に陸上及び水泳競技に重点をおき、各支部の事業計画にもとづいて実施する。
- 4 各支部の競技会の運営指導や役員の派遣などの助成をはかる。
- 5 行事にはできるだけ多くの児童が参加するように努める。
- 6 行事は、教育委員会・校長会等と共催するようにする。
- 7 分担金は、児童1人10円とする。(当分の間、3年生以上の児童を対象とする。)
- 8 事業の適正化を図るため、関係団体との連絡調整に努める。
 - ・行政機関
 - ・山口県小学校長会
 - ・山口県公立学校教頭会
 - ・山口県小学校教育研究会体育研究部
 - ・体育協会
 - ・中・四国小学校体育連盟(加盟)等